

にも不拘す納金入成額は充分でない。組合費納人の意欲は、本部活動を停むることになり、地主に對する闘争の不活潑、未組職長民入派獲得のための闘争の困難を引き起し、従つてそれは地主の攻撃の前に膝を屈するの有様となるのである。殊に各地組に於て地主の訴訟が増入してゐる今日組合費の完納が実行されねば本部の活動は活潑に行はれないに至るであらう。

故に組合費徴収責任者を各支部に委び、秋の小作米徴収の場合、一時に組合費を取立てて完納する方法を採らねばならない、組合費の完納が実行されるならば地主側立に件ふ活動費に輸しても解決の途は拓かれ、地主本部の活潑な活動を遂むことが出来るのである。

収入部

組合費完納

二五四五圓

組合費 五〇〇圓
合計 二〇四五圓

支出之部

項目	日	豫算額	備考
父 通 費	六五〇〇〇		支部訴訟増加の爲昨年五〇圓増
訴 訟 費	四五〇〇〇		訴訟増加の爲昨年より百圓増
争 議 進 展 費	二〇〇〇〇		
家 賃	三一六〇〇		一箇月増八圓、十二箇月
賃 費	五〇四〇〇		月一人七圓、六人十二箇月
入會及宣傳	一五〇〇〇		
紙 文 具	一〇〇〇〇		
印 刷 費	一五〇〇〇		
通 信 費	八〇〇〇		